

競売不動産の基礎知識（4 訂版）

【正誤のお知らせ】

令和 6 年 10 月 22 日
住宅新報出版

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。お詫びして訂正させていただきます。

ページ・位置	誤	正
P221 下から 2 行目	ただし、この手続で和解が成立したとしても、その和解の合意自体は債務名義とはならず、強制執行力はない。	ただし、この手続で和解が成立したとしても、 <u>一定の場合を除き</u> 、その和解の合意自体は債務名義とはならず、強制執行力はない。